

○ 中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業実施要領（平成31年4月26日付け中酪（業務）発第76号）新旧対照表
 （下線部は改正部分）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>中小酪農等対策事業実施要領</u></p> <p>[略]</p> <p><u>一部改正 令和6年4月3日付け6農畜機第64号承認</u> <u>一部改正 令和6年4月3日付け中酪（総務）発第14号</u></p> <p>我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下<u>ひいては中小の酪農家を中心に離農の加速化</u>が懸念されている。このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者団体や生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。</p> <p>このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」という。）は、生産者集団等が行う酪農生産基盤の維持及び飼養管理の改善を図るための取組に対し、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号。以下「要綱」という。）に基づき、補助することとし、地域の実情に応じて生産者集団等が行う後継牛を確保するための取組、つなぎ牛舎の改良のための取組、育成牛の事故率を低減するための取組、乳用牛の供用期間の延長を支援するための取組、猛暑等にも対応可能な繁殖・飼養・衛生管理技術の向上等のための取組、自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入のための取組等に対して支援することにより、も</p>	<p style="text-align: center;"><u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業実施要領</u></p> <p>[略]</p> <p>我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者団体や生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。</p> <p>このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」という。）は、生産者集団等が行う酪農生産基盤の維持及び飼養管理の改善を図るための取組に対し、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号。以下「要綱」という。）に基づき、補助することとし、地域の実情に応じて生産者集団等が行う後継牛を確保するための取組、つなぎ牛舎の改良のための取組、育成牛の事故率を低減するための取組、乳用牛の供用期間の延長を支援するための取組、猛暑等にも対応可能な繁殖・飼養・衛生管理技術の向上等のための取組、<u>乳用牛への和牛受精卵移植の取組</u>、<u>自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入のための取組</u></p>

改正後	現 行
<p>って酪農生産基盤の維持及び飼養管理の改善に資するものとする。</p> <p>〔以下、略〕</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>中央酪農会議は、第2の1の(1)に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合(以下「生産者集団等」という。)が、後継牛の確保及び乳用牛の産次の延長等を図るために<u>1、2及び3</u>の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。</p> <p>1 後継牛確保対策の推進</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 暑熱対策の推進</p> <p><u>乳用牛を飼養している牛舎に対する</u>暑熱の低減を図るため、酪農経営体等に対する技術研修会の開催、暑熱対策を行う場合の資材又は暑熱対策機器を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔削る。〕</p>	<p>等に対して支援することにより、もって酪農生産基盤の維持及び飼養管理の改善に資するものとする。</p> <p>〔以下、略〕</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>中央酪農会議は、第2の1の(1)に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合(以下「生産者集団等」という。)が、後継牛の確保及び乳用牛の産次の延長等を図るために<u>1、2、3及び4</u>の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。</p> <p>1 後継牛確保対策の推進</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 暑熱対策の推進</p> <p>暑熱の低減を図るため、酪農経営体等に対する技術研修会の開催、暑熱対策を行う場合の資材又は暑熱対策機器を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 乳用牛への和牛受精卵移植</p> <p>酪農家の収益向上に資する和子牛生産への支援のため、乳用牛への</p>

改正後	現 行
<p><u>3</u> 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援 暑熱等により、飼料作物が生育不良等の被害を受けた場合において、国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、被害により自給飼料が不足する酪農経営体等に対し供給する取組</p> <p>第2 事業の実施 1 事業の要件 (1)～(4) [略] <u>[削る]</u> <u>(5)</u> 自給作物の不作に対する代替飼料の共同購入 ア 第1の<u>3</u>の事業において対象となる生産者集団等は、次の要件を<u>全て</u>満たすこととする。 (ア) [略] (イ) 共同購入に参加する酪農経営体等が収穫した飼料作物(牧草又は青刈りとうもろこし)の1年間の収穫数量の合計が平年と比較して20%以上減収していること。ただし、牧草と青刈りとうもろこしはそれぞれの減収割合を評価する。 イ 補助対象となる代替飼料は、<u>国産又は輸入された</u>乾牧草、牧草サイレージ、デントコーンサイレージ、稲わら等、原料の重量又は可消化養分総量(以下「TDN」という。)の過半が粗飼料原料である混合飼料(以下「TMR」という。)、ビートパルプ、と</p>	<p>和牛受精卵移植</p> <p><u>4</u> 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援 <u>令和4年度から令和5年度までに</u>暑熱等により、飼料作物が生育不良等の被害を受けた場合において、国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、被害により自給飼料が不足する酪農経営体等に対し供給する取組</p> <p>第2 事業の実施 1 事業の要件 (1)～(4) [略] (5) 乳用牛への和牛受精卵移植 [略] <u>(6)</u> 自給作物の不作に対する代替飼料の共同購入 ア 第1の<u>4</u>の事業において対象となる生産者集団等は、次の要件を<u>すべて</u>満たすこととする。 (ア) [略] (イ) 共同購入に参加する酪農経営体等が<u>令和4年度又は令和5年度に</u>収穫した飼料作物(牧草又は青刈りとうもろこし)の1年間の収穫数量の合計が平年と比較して20%以上減収していること。ただし、牧草と青刈りとうもろこしはそれぞれの減収割合を評価する。 イ 補助対象となる代替飼料は、乾牧草、牧草サイレージ、デントコーンサイレージ、稲わら等、原料の重量又は可消化養分総量(以下「TDN」という。)の過半が粗飼料原料である混合飼料(以下「TMR」という。)、<u>輸入乾牧草</u>、ビートパルプ、とうも</p>

改正後	現 行
<p>うもろこし(子実部分)及びその他理事長が適当と認めたものとする。</p> <p>ウ 補助対象となる共同購入の期間は、<u>事業実施期間内</u>とする。</p> <p>エ 補助対象数量は、以下により算出する。 A・B [略] ※生産不足自給飼料の数量(kg) = 自給飼料の平年の収穫数量(kg) - 自給飼料の収穫数量(kg) 以下 [略] オ [略] 2～4 [略] 5 事業の実施期間 この事業の実施期間は、<u>令和6年度</u>とする。</p>	<p>ろこし(子実部分)及びその他理事長が適当と認めたものとする。</p> <p>ウ 補助対象となる共同購入の期間は、<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</u>とする。</p> <p>エ 補助対象数量は、以下により算出する。 A・B [略] ※生産不足自給飼料の数量(kg) = 自給飼料の平年の収穫数量(kg) - 自給飼料の<u>令和4年度又は令和5年度の</u>収穫数量(kg) 以下 [略] オ [略] 2～4 [略] 5 事業の実施期間 この事業の実施期間は、<u>令和5年度</u>とする。</p>
<p>第3 事業の推進指導</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>生産者集団等の構成員は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート(畜産)」及びその解説書の一部改正について」(令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づき、要望調査時に「みどりのチェックシート(畜産)」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを生産者集団等に提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>生産者集団等は、全ての構成員から提出された当該チェックシート</u></p>	<p>第3 事業の推進指導</p> <p>1 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>2 生産者集団等は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び</p>

改正後	現 行
<p><u>を収集し、当該構成員が各取組を実施する旨を構成員の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。</p> <p>(1) <u>令和6年度に</u>、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。</p> <p>(2) <u>令和5年度及び令和6年度の</u>いずれも契約を締結していない者であること。</p> <p>(3) <u>令和5年度に</u>契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、<u>令和6年度に</u>契約を締結していない者であること。</p> <p>第4 [略]</p>	<p><u>解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、原則として、事業を実施する年度中に1回以上、その構成員にチェックシートの作成を指導すること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。</p> <p>(1) <u>令和5年度に</u>、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。</p> <p>(2) <u>令和4年度及び令和5年度の</u>いずれも契約を締結していない者であること。</p> <p>(3) <u>令和4年度に</u>契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、<u>令和5年度に</u>契約を締結していない者であること。</p> <p>第4 [略]</p>

改正後	現 行
<p>第5 補助金交付の手續等</p> <p>1 補助金の交付申請</p> <p>生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに、別紙様式第2号の<u>中小酪農等対策事業</u>補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。</p> <p>2 事業の変更承認申請</p> <p>生産者集団等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の<u>中小酪農等対策事業</u>補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 補助金の概算払</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第4号の<u>中小酪農等対策事業</u>補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。</p> <p>4 事業の実績報告</p> <p>生産者集団等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第5号の<u>中小酪農等対策事業</u>実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。</p>	<p>第5 補助金交付の手續等</p> <p>1 補助金の交付申請</p> <p>生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに、別紙様式第2号の<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。</p> <p>2 事業の変更承認申請</p> <p>生産者集団等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 補助金の概算払</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第4号の<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。</p> <p>4 事業の実績報告</p> <p>生産者集団等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第5号の<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>第6 運営状況等の報告</p> <p>生産者集団等は、構成員に貸し付けた物件（リース物件を含む。）のうち50万円以上のもの（以下「取得財産」という。）及び第2の1の（1）の事業により増改築を行った牛舎（以下「増改築牛舎」という。）の管理状況を取りまとめの上、自らが管理利用する取得財産及び増改築牛舎と併せて、別紙様式第6号の<u>中小酪農等対策事業</u>運営状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、会長に提出するものとする。</p> <p>第7 [略]</p> <p>第8 消費税及び地方消費税の取扱い</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の<u>中小酪農等対策事業</u>に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。</p> <p>また、以下 [略]</p> <p>第9・第10 [略]</p>	<p>第6 運営状況等の報告</p> <p>生産者集団等は、構成員に貸し付けた物件（リース物件を含む。）のうち50万円以上のもの（以下「取得財産」という。）及び第2の1の（1）の事業により増改築を行った牛舎（以下「増改築牛舎」という。）の管理状況を取りまとめの上、自らが管理利用する取得財産及び増改築牛舎と併せて、別紙様式第6号の<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>運営状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、会長に提出するものとする。</p> <p>第7 [略]</p> <p>第8 消費税及び地方消費税の取扱い</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。</p> <p>また、以下 [略]</p> <p>第9・第10 [略]</p>

改正後	現 行
<p>附 則（令和6年4月3日付け中酪（総務）発第14号）</p> <ol style="list-style-type: none">この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、<u>令和6年4月1日から適用する。</u><u>令和5年度まで</u>に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。	

改正後			現 行		
別表			別表		
事業の種類	補助対象経費	補助率又は額	事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1・2 [略]	[略]	[略]	1・2 [略]	[略]	[略]
[削る。]	[削る。]	[削る。]	<u>3 乳用牛への 和牛受精卵移植</u>	<u>和子牛生産のための和牛受精 卵の購入に要する経費</u>	<u>定額（ただ し、1頭当たり 30千円以内）</u>
<u>3</u> 自給飼料の 不作に対する 代替飼料の共 同購入	[略]	[略]	<u>4</u> 自給飼料の 不作に対する 代替飼料の共 同購入	[略]	[略]
別紙様式第1号			別紙様式第1号		
令和 年度 <u>中小酪農等対策事業</u> 物品等管理台帳			令和 年度 <u>中小酪農経営等生産基盤・飼養管理改善対策事業</u> 物品等 管理台帳		
[略]			[略]		

改正後					現 行				
別紙様式第2号					別紙様式第2号				
令和 年度 <u>中小酪農等対策事業</u> 補助金交付申請書					令和 年度 <u>中小酪農経営等生産基盤・飼養管理改善対策事業</u> 補助金交付申請書				
[略]					[略]				
令和 年度において <u>中小酪農等対策事業</u> を下記のとおり実施したいので、 <u>中小酪農等対策事業</u> 実施要領第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。					令和 年度において <u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u> を下記のとおり実施したいので、 <u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u> 実施要領第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。				
記					記				
1・2 [略]					1・2 [略]				
3 事業に要する経費及び負担区分					3 事業に要する経費及び負担区分				
区 分	事業費 ①=②+ ③	負担区分		備考	区 分	事業費 ①=②+ ③	負担区分		備考
		補助金 ②	その 他 ③				補助金 ②	その 他 ③	
1・2 [略]					1・2 [略]				
[削る。]					<u>3 乳用牛への和牛受精卵移植</u>				

改正後					現 行				
3 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入					4 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入				
計					計				
<p>4 〔略〕</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書</p> <p>(3) <u>みどりのチェックシートを実施する酪農経営体等の一覧</u></p> <p>(注) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>中小酪農等対策事業 実施計画</u></p> <p>別紙様式第2号の別紙1～6 〔略〕</p> <p><u>〔削る。〕</u></p> <p>別紙様式第2号の別紙<u>7</u> 〔略〕</p> <p style="text-align: right;">〔略〕</p>					<p>4 〔略〕</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>(注) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>中小酪農経営等生産基盤・飼養管理改善対策事業 実施計画</u></p> <p>別紙様式第2号の別紙1～6 〔略〕</p> <p>別紙様式第2号の別紙<u>7</u></p> <p style="text-align: center;"><u>乳用牛への和牛受精卵移植</u></p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>別紙様式第2号の別紙<u>8</u></p> <p style="text-align: right;">〔略〕</p>				

改正後	現 行
<p>別添</p> <p>飼料作物被害状況確認書（令和 年産）</p> <p>[略]</p> <p><u>中小酪農等対策事業</u>のうち自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援において、下記の生産者集団等から提出された被害後の収穫量については妥当であることを確認しました。</p> <p>記</p> <p>[略]</p>	<p>別添</p> <p>飼料作物被害状況確認書（令和 年産）</p> <p>[略]</p> <p><u>中小酪農経営等生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>のうち自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援において、下記の生産者集団等から提出された被害後の収穫量については妥当であることを確認しました。</p> <p>記</p> <p>[略]</p>
<p>別紙様式第3号</p> <p>令和 年度<u>中小酪農等対策事業</u>補助金交付変更承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった<u>中小酪農等対策事業</u>の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、<u>中小酪農等対策事業</u> 実施要領第5の2の規定に基づき申請します。</p>	<p>別紙様式第3号</p> <p>令和 年度<u>中小酪農経営等生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>補助金交付変更承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった<u>中小酪農経営等生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、<u>中小酪農経営等生産基盤・飼養管理改善対策事業</u> 実施要領第5の2の規定に基づき申請します。</p>

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 <u>事業の内容</u> 別紙様式第2号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 別紙様式第2号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。</p>
<p>別紙様式第4号</p> <p style="text-align: center;">令和 年度<u>中小酪農等対策事業</u>補助金概算払請求書</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった<u>中小酪農等対策事業</u>について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、<u>中小酪農等対策事業</u> 実施要領第5の3の(2)の規定に基づき申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 〔略〕</p>	<p>別紙様式第4号</p> <p style="text-align: center;">令和 年度<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>補助金概算払請求書</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>実施要領第5の3の(2)の規定に基づき申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 〔略〕</p>

改正後	現 行																								
<p>別紙様式第5号</p> <p>令和 年度 <u>中小酪農等対策事業</u> 実績報告書</p> <p>[略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった <u>中小酪農等対策事業</u> について、下記のとおり実施したので、<u>中小酪農等対策事業</u> 実施要領第5の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。</p> <p>なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します</p> <p>記</p> <p>1. 2 [略]</p> <p>3 事業に要した経費及び負担区分</p> <table border="1" data-bbox="152 1098 1128 1284"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">事業費 ①=②+ ③</th> <th colspan="2">負担区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>補助金 ②</th> <th>その 他 ③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	事業費 ①=②+ ③	負担区分		備考	補助金 ②	その 他 ③						<p>別紙様式第5号</p> <p>令和 年度 <u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u> 実績報告書</p> <p>[略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった <u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u> について、下記のとおり実施したので、<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u> 実施要領第5の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。</p> <p>なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。</p> <p>記</p> <p>1. 2 [略]</p> <p>3 事業に要した経費及び負担区分</p> <table border="1" data-bbox="1128 1098 2112 1284"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">事業費 ①=②+ ③</th> <th colspan="2">負担区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>補助金 ②</th> <th>その 他 ③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	事業費 ①=②+ ③	負担区分		備考	補助金 ②	その 他 ③					
区 分			事業費 ①=②+ ③	負担区分		備考																			
	補助金 ②	その 他 ③																							
区 分	事業費 ①=②+ ③	負担区分		備考																					
		補助金 ②	その 他 ③																						

改正後					現 行				
1・2 [略]					1・2 [略]				
<u>削る。</u>					<u>3 乳用牛への和牛受精卵移植</u>				
<u>3</u> 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入					<u>4</u> 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入				
計					計				
4～6 [略]					4～6 [略]				
別紙様式第5号の別紙1～別紙6 [略]					別紙様式第5号の別紙1～別紙6 [略]				
<u>削る。</u>					別紙様式第5号の別紙7 <u>乳用牛への和牛受精卵移植</u>				
別紙様式第5号の別紙7 [略]					別紙様式第5号の別紙8 [略]				
(注1) 別紙様式第5号の別紙1から別紙7については、それぞれ別紙様式第2号の別紙1から別紙7に準じて作成すること。 なお、以下 [略]					(注1) 別紙様式第5号の別紙1から別紙8については、それぞれ別紙様式第2号の別紙1から別紙8に準じて作成すること。 なお、以下 [略]				
(注2) [略]					(注2) [略]				
<u>削る。</u>					(注3) <u>削る。</u>				
別紙様式第5号の別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4の別紙 [略]					別紙様式第5号の別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4の別紙 [略]				
<u>削る。</u>					別紙様式第5号の別紙7の別紙				

改正後	現 行
<p>別紙様式第6号</p> <p>令和 年度<u>中小酪農等対策事業</u>運営状況報告書</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>令和 年度における<u>中小酪農等対策事業</u> について、<u>中小酪農等対策事業</u>実施要領第6の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>〔略〕</p>	<p>別紙様式第6号</p> <p>令和 年度<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>運営状況報告書</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>令和 年度における<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u> について、<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>実施要領第6の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>〔略〕</p>
<p>別紙様式第7号</p> <p>令和 年度<u>中小酪農等対策事業</u>に係る仕入れに係る消費等相当額報告書番</p> <p>〔略〕</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度<u>中小酪農等対策事業</u>補助金について、<u>中小酪農等対策事業</u>実施要</p>	<p>別紙様式第7号</p> <p>令和 年度<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>に係る仕入れに係る消費等相当額報告書番</p> <p>〔略〕</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>補助金につい</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="163 280 920 408">領第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。 (なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 返還します。(返還がある場合、記載すること))</p> <p data-bbox="622 512 658 544">記</p> <p data-bbox="185 603 237 635">[略]</p>	<p data-bbox="1144 280 2101 456">て、<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業実施要領第8の3</u>の 規定に基づき、下記のとおり報告します。 (なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 返還します。(返還がある場合、記載すること))</p> <p data-bbox="1603 512 1639 544">記</p> <p data-bbox="1167 603 1218 635">[略]</p>

